様式第１号（第４条関係）

年　　月　　日

稲敷市長　様

移住支援金交付申請書

移住支援金の交付を受けたいので、稲敷市移住支援金交付要綱第４条の規定により下記のとおり申請します。

記

１　申請者

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| フリガナ |  | | 生年月日 |
| 氏名 |  | | 年　　月　　日 |
| 住所 | 〒 | 電話  番号 |  |
| メールアドレス |  | | |

２　移住支援金の内容（該当する欄に○をつけてください）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 単身・世帯の別 | 単身 |  | 世帯の場合は同時に移住した家族の人数（１の申請者を含む。） | | | 人 |
| 世帯 |  | 上記のうち、申請日が属する年度の４月１日時点で１８歳未満の者の人数 | | | 人 |
| 移住支援金の種類 | 就業 |  | | 起業 |  | |
| テレワーク |  | | 関係人口 |  | |

３　各種確認事項（該当する欄に○をつけてください）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 別添１「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について |  | Ａ．誓約する |
|  | Ｂ．誓約しない |
| 別添２「わくわく茨城生活実現事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について |  | Ａ．同意する |
|  | Ｂ．同意しない |
| 申請日から５年以上継続して、稲敷市に居住し、かつ、就業・起業する意思について |  | Ａ．意思がある |
|  | Ｂ．意思がない |
| （就業の場合のみ記載）  就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係 |  | Ａ．３親等以内の親族に該当しない |
|  | Ｂ．３親等以内の親族に該当する |
| （テレワークの場合のみ記載）  稲敷市への移住の意思について |  | Ａ．自己の意思である |
|  | Ｂ．所属からの命令である |
| 申請者は、過去１０年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していない。  ※ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に１８歳未満の世帯員だった者が、５年以上経過し、１８歳以上となり、都道府県及び市町村が認める場合は除く。 |  | Ａ．ない |
|  | Ｂ．ある |
| 暴力団の構成員、暴力団の維持運営に協力又は関与する者、暴力団と密接な交際をする者その他暴力団と社会的に非難されるべき関係の有無 |  | Ａ．ない |
|  | Ｂ．ある |
| 移住支援金の返還要件に該当する場合は、　　　　　　　　　　　　　　直ちに稲敷市へ報告し、返還手続きをする |  | Ａ．誓約する |
|  | Ｂ．誓約しない |

注）各種確認事項のＢに○を付けた場合は、移住支援金の対象となりません。

４　転出元の住所

|  |  |
| --- | --- |
| 住　　所 | 〒 |

５　（東京２３区の在勤者に該当する場合のみ記載）

東京２３区への在勤・通学履歴

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 期間 | 就業・通学先 | 就業・通学地 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

※５年以上の在勤履歴を記載してください。

６　（テレワークによる移住者のみ記載）移住後の生活状況

|  |  |
| --- | --- |
| 勤務先部署 |  |
| 上記住所 | 〒 |
| 勤務先へ行く頻度 | 行くことはない  週・月・年＿＿＿回程度  その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  ※原則、恒常的に通勤しないこと。 |
| テレワーク  実施日数 | 転入日　　年　　月　　日～申請日までの勤務日数（　　日）  　勤務日数のうち、テレワーク実施日数（　　　日）  　勤務日数のうち、通勤又は出張日数（　　　日） |
| 住宅取得 | 取得方法（新築・購入）　　名義人（申請者・同一世帯員）  登記（登記済・未登記）  未登記（理由：　　　　　　　　　　　　　　）  未登記の場合、登記完了予定日（　　　　年　　月　　日） |

|  |  |
| --- | --- |
| 管理コード（市使用欄） |  |

別添１

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

１　移住支援金に関する報告について、稲敷市から求められた場合には、それに応じます。

報告に応じず、移住支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消されても異議を申しません。

２　以下の場合には、稲敷市移住支援金交付要綱第８条第２項の規定に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。

（１）移住支援金の申請に当たって、偽りその他不正の手段により移住支援金の交付を受けたことが判明した場合：全額

（２）移住支援金の申請日から３年未満に稲敷市から転出した場合：全額

（３）移住支援金の申請日から１年以内に移住支援金の要件を満たす法人を退職した場合：全額

（４）起業支援事業に係る交付の決定を取り消された場合：全額

（５）移住支援金の申請日から３年以上５年以内に稲敷市から転出した場合：半額

別添２

わくわく茨城生活実現事業に係る個人情報の取扱い

　茨城県及び稲敷市は、わくわく茨城生活実現事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

　また、茨城県及び稲敷市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合